

政令第二百八十五号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（平成三十年から平成三十二年度までの第二号被保険者負担率）」に改め、同条中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年から平成三十二年度まで」に、「百分の二十八」を「百分の二十七」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。